

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成24年度 諮問受理第21号	平成24年5月28日 付け大政第e-58号	平成24年4月4日	答申第289号「消センター分」内、条例第18条「著しく」の観点を公開審議会が是認可の条例点又は、規定※情報公開制度担当へ（整合性欠くのを是認する）	政策企画室公開制度等担当	平成24年4月18日付け大政第e-22号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年4月27日	処分の取り消しを求める。 行政機関は法律実務負う。（憲法第15条）本件は、憲法第21条職責負う。  審査会は、条例第23条に規定する調査権限等に基づき、実施機関が非公開とした情報が客観的にみて条例第7条各号に掲げる情報に該当するか、部分公開が適切に行われているか、存否応答拒否に該当するか、公文書でないとして不存在とされた文書が条例上の公文書に該当しないのか等、決定内容の妥当性を判断した上で答申を行うのであって、実施機関が行っている事務の内容を判断するものではない。 したがって、審査会事務局である当担当においても本件文書を保有しておらず、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成24年度 諮問受理第95号	平成24年10月26日 付け大政第e-168号	平成24年8月27日	答申第299号の調査資料。（大情審）※理由説明書を含む。（予約有・無はレセプトに関する）※当院予約制度	政策企画室公開制度等担当	平成24年9月10日付け大政第199号 部分公開決定	平成23年8月26日大情審答申第299号に係る次の資料 ・平成23年2月7日付け大生総第206号「実施機関理由説明書」 ・審査会諮問案件に係る照会事項調査票 （平成23年6月10日付け生野区照会分） （平成23年7月6日付け生野区照会分） （平成23年7月6日付け健康福祉局照会分）	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。 全公開必須事案。大情審答申第272号「独自」結論を大生総第206号「独自」矛盾。「消化器内科」問題（謝罪）認知。  実施機関は、（え）欄に記載の請求に係る公文書として、（き）欄に記載の文書を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。
3	平成24年度 諮問受理第126号	平成24年11月19日 付け大生総第160号	平成24年9月28日	大情審答申第316号実施機関提出資料中、業務外資料は、収集方法、及び、解釈は、担当所管見解（＝公式見解を認知すべきが当然）を求めたもの。（越権行為禁止）	生野区役所総務課（庶務）	平成24年10月12日付け大生総第130号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月17日	処分の取り消しを求める。整合性欠く当区、事例「不存在」決定有り、判例も不存在は、独自に成る。③ア（略）は、他法他施策の活用不可は、当局回答有。 大健福第1916・1918号は、③ア表示する大健福第6152号通知上は、表示欠く。未診は、「診療中」③ア規定と成らず。大生保生第106・107・108号との整合性も欠く。  実施機関は、審査会からの求めにより大情審答申第316号に関して自立支援医療に係る資料を提出していることから、異議申立人は業務外で当該資料を収集できる根拠等を求めているものと判断したが、当該資料はそもそも業務外資料ではないため（か）欄に記載の決定を行った。
4	平成24年度 諮問受理第127号	平成24年11月20日 付け大政第e-195号	平成24年9月18日	大情審答申第272号に相違する大健福第3954号（①）（同案、根拠有・無の相違に有）※答申別表2表示を3954号有、答申明示する局連携通知でも有3954号。3955号（②）も参照。答申第316号は、大健福第4090号（③）と相違。大健福第1916・1918号（④・⑤）「指導通知」を6152号（⑥）否定。6151号（⑦）と6152号の相違。 ①～⑦・大健福第3709・3953号と答申第316号を裏付ける証拠。	政策企画室公開制度等担当	平成24年10月2日付け大政第218号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月12日	処分の取り消しを求める。※保有か否かの規定→作成有・無の規定欠く。 4記述とうり、整合性計れず。但し、市民の声回答は作成内。 調査資料欠くのは、制度逸脱。証拠とは、調査資料でも有。答申第316号は、当たる理由説明書とも相違。理由説明書と決定書も相違する不正。  実施機関は、（え）欄に記載の旨の請求を「福祉局が作成した『①～⑦・大健福第3709・3953号』と答申第316号を裏付ける証拠を求めている」と解したが、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
5	平成24年度 諮問受理第129号	平成24年11月20日 付け大政第e-199号	平成24年9月28日	大情審答申第316号実施機関提出資料中、業務外資料は、収集方法、及び、解釈は、担当所管見解（＝公式見解を認知すべきが当然）を求めたもの。（越権行為禁止）	政策企画室公開制度等担当	平成24年10月12日付け大政第e-157号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月17日	処分の取り消しを求める。（整合性欠く）障害者自立支援法の解釈欠くのも一因。 大政第188条（調査資料）からは、他法他施策の活用を法第50条「行政指導」不可。又、公開決定は、「保護申請中」。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の請求を「答申第316号に関して、こころの健康センターの業務について、審査会及び生野区が、こころの健康センターに対して調査した文書」と解したが、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
6	平成25年度 諮問受理第72号	平成25年5月28日 付け大総務第e-21号	平成25年4月11日	公開条例所管する事務局は、『リーフレット』とうりの情報提供実施欠き、「権利の乱用」（民法第1条3項）示す為、『不存在』注視不要の規定分かるもの求む!! ※原課答弁引用したもの大半「不存在」（引用根拠）を着手・着目せず、「原課判断」の一点張りは、事務局判断でも有る。（受理仕分け）尚、仕分け（原課決定）は、事務局が、権限持って実施する（事実） く「同意書」規定請求案件）大情審答申第316号は、請求相違、克、法令相違。 請求に対する決定後は、情報提供可能。（「権利の乱用」批判以前の事）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年4月22日付け大総務第e-9号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年4月30日	処分の取り消しを求める。国連の観告・政令・法律等々の解釈欠く、単なる指定するのみ。（条文提示） 情報公開法第9条「権利の濫用」は、「不」前提の「理由説明書」記述や「不」前提の市民の声回答を要せず。大総務監第128号「不」市内、閲覧可・国内も可。 大福祉第200号、大福祉第451号、等々のVol. 1～11添付（表示分） 大生保生第1316号「不」・法第52条より、法第50項2項→法第84条2項至る。 社援第3239号は、大情審答申第316号通知除外。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の請求を『「情報公開のススメ」に『請求時点で公文書として保有していない場合、情報提供とすることで迅速に対応できる場合など、情報提供させていただくことがある』という旨の記載があるのに、情報提供をせず不存在による非公開決定を行うことができる根拠を求めている」と解したが、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
7	平成25年度 諮問受理第104号	平成25年9月6日 付け大総務第e-99号	平成25年6月19日	大総務行第e-3号P. 2（資料上）の大個審答申分全部求む。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年7月3日付け大総務第e-46号 不存在による非公開決定	平成25年4月8日付け大総務行第e-3号による公開決定により公開した公文書「大阪市情報公開条例に基づく公開請求却下決定（権利の濫用）について」に記載された内容は、審査会から行った答申の内容であり、大阪市個人情報保護審議会の答申（大個審答申）に係る内容は含まれていないことから、請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。末調査の「不」認定は、決定の際「教示」大情審答申第332号案件有。否定する為、教示とうり、調査要す。 理不尽・不条理の為、「不」取り消し、大個審答申第55・56・57号より、特定求む。大総務監第54号・通知書Aは、「末通院」実証している。 大市民第6137号「弁護士判断」有。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の請求を「平成25年4月8日付け大総務行第e-3号による公開決定により公開した公文書『大阪市情報公開条例に基づく公開請求却下決定（権利の濫用）について』に係る大阪市個人情報保護審議会の答申を求めている」と解したが、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
8	平成25年度 諮問受理第105号	平成25年9月9日 付け大総務第e-104号	平成25年6月19日	平成25年3月22日「記者会見」表明する条例案求む。全国先例を主張だが、全国は「不整合」事案実施欠く!!（事実と決定は、整合する） ◎大情審答申第272号知る者全てが、非常識（社会通念上の）理解出来る生活保護法第50条は、一般公開（ネット上）有り、誰も、政令市非該当知る！	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年7月3日付け大総務第e-45号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。「会見」目的は、条例検討中表明の為、原案知る上での条例案要す。 ※実態欠く、記者会見は、不法行為。 大総務行第e-3号の3/22「記者会見」上、条例検討の陳述は、テレビ報道（NHK当日PM8:45関西845）、他、新聞報道有。第一、「条例検討」が、会見「趣旨」で有った。全国先例とも陳上有。 「不」決定を未調査の答申第332号は、「教示」否定する行為示す。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の請求を「平成25年3月22日の『記者会見』に係る条例案を求めている」と解したが、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
9	平成25年度 諮問受理第106号	平成25年9月9日 付け大総務第e-106号	平成25年7月2日	大情審答申第332号「11」の答申第274号第293号「個人の識見」（公正職務担当の案件）是認は、政府官報号外第135号（昭和40年12月18日発布）☆審査会調査資料上要す「政令」否定可のもの求む。※公開条例第7条7号、及び、第36条示す。ヘイトスピーチは、「特別永住権者」を啓発欠く、安全義務違反。国会も懸念する。一般市民に有識者・公務員と同等の知識・情報求める本市資勢は、憲法第99条「従事者」順位矛盾ばかりか、情報提供・公開の問題と成る。条例第36条被り、情報提供欠く経過を全く反省欠いた答申で有る。（参照：答申第272号）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年7月11日付け大総務第e-51号 不存在による非公開決定	上記請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年7月19日	政令・省令を認知なら、請求至らず。（職員は、不知!?!）処分の取り消しを求める。当書面へも記入追記添付。大総務第10号有り、一部掲載「題目のみ」を全部不明（保有分）・「不存在」不明の上で、決定事項実施は、職員こそ、一部を認知しており、全部不知（市民側）認知から「不」存在不知（市民側）は、判然たる自体明白と、達第33号「法令」実施を示す決定事項（8/16実施分）からも、「法令」（政令＝官報）で有る。尚、法第79号・145号合わせて示す。又、施行令・施行規則（特例法）は、市保有。審査会は、「不」を安易に是認するのは、国立印刷局との契約上、市内「官報」閲覧可を否定する事と成るのみならず、政令不知証事と成る。（違憲）  実施機関は、（え）欄に記載の旨の請求を「答申第332号第5の11において、答申第274号及び答申第293号の『個人の識見』を是認しているが、政府官報号外第135号及び政令を否定できる根拠を求めている」と解したが、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
10	平成25年度 諮問受理第110号	平成25年9月18日 付け大生保生第727号	平成25年6月19日	大情審答申第322号（平成25年3月15日交付）以降、同年3月22日「記者会見」該当する請求事項求む。（上記、会見は、12件の却下表明）3/15→3/22は、7日間！物理的に不自然な12件却下。即ち、答申交付事前認知!?!又は、却下案の事前調整!?!何らかの生野区役所⇄情報公開Gの連結有る。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年7月1日付け大生保生第413号 公開決定	公開請求書12件（平成25年3月21日付けの公開請求却下処分のもの）	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。下記とうり、7/31「末通院」（大生保生第507号「歴」3点より明白。）否定する〇〇職員の「通院中」事実不明も説明要す。答申第272号別表1参照要す。社援保発第0324号（社援第3239号添付する！）は、未決定で有り、法令上の医師照会規定する為、社援保発第0330001号I-4(2)③ア適応出来ず。  実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、平成25年3月22日の記者会見に係る公開請求却下処分12件の公開請求書を求めているものと判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
11	平成25年度 諮問受理第111号	平成25年9月18日 付け大生保生第729号	平成25年6月19日	大情審答申第322号「11」は、今後示され、交付期日の平成25年3月15日以降を指示。ところが、「却下」理由「11」引用は、答申以前の期日。上記、答申前期日「請求」を答申引用「却下」可の法令求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年7月1日付け大生保生第414号 公開決定	大阪市情報公開条例第10条 大阪市情報公開条例運用の手引「第10条 公開請求に対する措置等」	平成25年8月9日	平成25年度諮問受理第110号と同じ。  実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、公開請求の却下に関する規定を求めているものと判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
12	平成25年度 諮問受理第116号	平成25年9月27日 付け大総務行第31号	平成25年8月21日	大総務行第10号「公」資料は、一部「題目のみ」掲載に有り、そもそもの請求事項「公文書の有・無が分かるもの」とは、矛盾する為、「不服申立て」実施したいので再公開請求する	総務局行政課（文書グループ）	平成25年9月4日付け大総務行第27号 公開決定	公文書検索システム（大阪市ホームページ）	平成25年9月10日	処分の取り消しを求める。大総務行第27（10）号との相違。市内共有（関係職）より、関係法解釈する当然の法理欠いて、個々不一致かつ矛盾だらけ不整合。実態調査欠くのは、調査機能果たさず。又、禁止被る典型的「従割行政」だ。地公法第29条「道義的責任」被る行為。同法第35条否定や33条無視だ。（28条は、32条実施の有・無）大情審答申第332号以降の順次答申は、「不服申立」門前払いする調査拒否。  実施機関は、（え）欄に記載の旨の請求を、「平成25年6月6日付け大総務行第10号により特定した『公文書検索システム（大阪市ホームページ）』を再度求めている」と解し、（き）欄に記載の文書を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
13	平成25年度 諮問受理第117号	平成25年9月27日 付け大総務第e-123号	平成25年8月9日	大総務第e-62号は、「却下理由」が、特定されずを主張だが、そもそも、補正依頼要す、保有資料不添付で有り、保有資料「存否」不明から、大総務行第e-3号を記者会見した際の陳述(職員3名)する点が、請求事項で有る為、陳述とうりの資料(規定する)求む。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成25年8月20日付け大総務第e-80号 公開決定	大情審答申第332号 大阪市情報公開条例に基づく公開請求却下決定(権利の濫用)について	平成25年8月29日	処分の取り消し求む。多数の「不」決定より、未調査ながらも、「不」是認する答申次々有り、「無い」(不存在)前提の主張=決定は、当然の法理被る。即ち、法的根拠「不」(欠く)のは、法的解釈欠く事同じく。欠いた上での正当性及び信用性は、全く無い為、地公法第33条反す。大生保生第635・636号・525号・462号、不存在による非開示決定諮問中分多数の整合性無い。  実施機関は、(え)欄に記載の旨の請求を「平成25年3月22日の『記者会見』に係る文書を求めている」と解し、(き)欄に記載の文書を特定し、(か)欄に記載の決定を行った。
14	平成25年度 諮問受理第118号	平成25年9月27日 付け大総務第e-125号	平成25年8月16日	大総務第e-74号「公」資料は、答申そのものを決定する為、請求事項矛盾より、答申を検討する際の参考文献・判例求める。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成25年8月30日付け大総務第e-83号 不存在による非公開決定	上記請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年9月10日	平成25年度諮問受理第116号と同じ。  実施機関は、(え)欄に記載の旨の請求を「平成25年8月2日付け大総務第e-74号による公開決定により特定した文書以外で、答申第332号の作成に際して活用した資料を求めている」と解したが、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
15	平成25年度 諮問受理第119号	平成25年9月27日 付け大総務第e-126号	平成25年8月23日	大情審答申第332号が、引用する文献・判例の請求を同答申第332号「11」表示する答申決定下した為、答申が文献を認定する市内資料を求む。(答申は、文献であるとの記述資料類請求)	総務局行政課(情報公開グループ)	平成25年9月6日付け大総務第e-101号 不存在による非公開決定	平成25年8月2日付け大総務第e-74号による公開決定では、答申の作成に際して活用した資料を参考文献ととらえ、「大情審答申第207号」他9件を特定したものであり、請求に係る公文書は存在しないため	平成25年9月10日	平成25年度諮問受理第116号と同じ。  平成25年8月2日付け大総務第e-74号による公開決定では、答申の作成に際して活用した資料を参考文献ととらえ、「大情審答申第207号」他9件を特定したところ、(え)欄に記載の旨の請求がなされたことから、実施機関は、(え)欄に記載の旨の請求を「答申が文献と認定される根拠を求めている」と解したが、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

(注) 1 (え)欄及び(け)欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。  
2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。